

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ・基本的な知識及び技能の習得を図るため、各種学力調査の結果分析に基づく指導改善プランを作成し、学力の実態に応じたきめ細かな指導を行う。3年生以上の算数科では、東京方式習熟度別ガイドラインを活用し、少人数指導により学習内容の確実な定着を図る。
- ・3年生以上で教科担任制を導入し、授業の質を高めるとともに、複数の教職員が関わることにより、児童理解を深める。
- ・思考力、判断力、表現力等を育むため、既存の知識を活用したり、自ら調べたり、他者と協働して課題を解決したりする活動を各教科等に応じて設定し、主体的・対話的で深い学びを実現する。
- ・教育活動全体を通して言語活動の充実を図り、課題解決や情報収集、他者と協働する基盤として重要な言語能力の育成を図る。
- ・各教科等の指導において、タブレット端末等のICT環境を日常的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ・ティーム・ティーチングやゲストティーチャーを積極的に活用し、様々な経験や考えに触れたり、実際に体験したりする活動を通して、児童が豊かな関わりの中で考えを深められるようにする。

イ 特別の教科 道徳

- ・全学年共通の重点項目を「A 善悪の判断、自律、自由と責任」「C 勤労、公共の精神」とし、全教職員が共通理解し、発達段階に応じて日常的に児童の道徳性を育む。
- ・道徳科の授業を道徳教育の要とし、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を図りながら、考え、議論する授業を展開する。
- ・心の教育コーディネーターを活用し、道徳教育推進教師を中心に全校体制で研修を深め、道徳科の授業の工夫・改善を図る。
- ・道徳授業地区公開講座において、児童の実態や学校の取組について保護者・地域と共有し、意見交換しながら、児童の道徳性を育むための連携体制の充実を図る。

ウ 外国語・外国語活動

- ・言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するために、低学年は英語に親しむ活動を年間11時間、中学年は外国語活動を年間35時間実施する。
- ・高学年は、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ・担任とALTが共同で教材研究を行い、低学年から系統性を踏まえた学習プログラムを作成して、ALTを効果的に活用した授業を工夫する。

エ 総合的な学習の時間

- ・「地域を愛し、地域の未来を創造する麴町の子」を育成するため、各教科、特別の教科 道徳、特別活動等と連携を図りながら、地域・社会に根差した探究的な学習に取り組む。
- ・自ら課題をもち、他者と対話・協働しながら主体的に探究し、課題解決を図る活動を展開する。活動を通して、課題解決に必要な知識及び技能を身に付けるとともに、協働的に課題解決を図ることのよさに気付き、自己の役割を果たそうとする態度を育む。
- ・ICTや生成AIを積極的に活用して課題解決に生かすとともに、地域人材と連携し、豊かな関わりの中で充実した探究的な学習を展開できるようにする。

オ 特別活動

- ・学級活動では、主体的に社会に参画する態度を養い、一人一人の意思決定や集団の合意形成が適切に行われるよう指導する。相互理解に基づく信頼関係を構築し、いじめの未然防止につなげる。

第2表の2

- ・児童会活動では、異年齢集団による活動を通して、自治的活動を進める能力の育成を図る。
- ・クラブ活動では、異年齢集団による共通の興味・関心の対象を追究する活動を通して、互いを尊重するとともに自分の役割を果たし、学年の枠を超えて協力し信頼し合える活動を促す。
- ・学校行事等では、進んではたらくことの喜びを味わい、集団への所属感や連帯意識を深められるようにする。また、儀式的行事等では、学校や地域、千代田区、国を愛する気持ちを涵養する。
- ・一人一人のキャリア形成と自己実現について、学ぶこと、働くこと、生きることについて考える授業を展開するほか、キャリア・パスポートを活用して自己実現を図るために必要な力を養う。

(2) 特色ある教育活動

- ・近隣の大使館等と連携して国際交流の充実を図り、異文化を理解し尊重する態度や、豊かな国際感覚を醸成する。また、日本や千代田区に関する歴史や文化への理解を促進し、我が国の伝統文化や伝統芸能に親しみ、その魅力を発信する活動を推進する。
- ・児童が運動に親しみ、楽しんで体を動かす習慣を身に付け体力を向上できるよう、専門性の高い外部講師を招聘し、持久走やなわ跳び等の体育的活動を推進する。
- ・パラスポーツやアイマスク・車いす体験等を通して、障害のある方への理解を深めるとともに、福祉に関する関心を高め、人権教育の充実を図る。
- ・地域人材や「ワーク・わく・クラブ」応援団と連携し、希望する児童を対象とした課外活動を展開して地域への理解と愛着を深める。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・「生徒指導提要」に示された発達支持的生徒指導に重点を置きつつ、健全な規範意識を育む。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止については、学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的に対応する。学校いじめ対策委員会を月1回開催し、組織的に事例の検証や対応方針の検討、校内研修を行う。また、健全育成サポートチーム会議を年3回実施するとともに、必要に応じてスクールロイヤーにも相談し、専門家や第三者の助言を受けながら対応する。「学校生活アンケート」を年3回実施し、軽微ないじめも見逃さないことを全校で徹底する。重大事態に相当する事案が発生した場合は、保護者や教育委員会と連携しながら、迅速に対応する。
- ・不登校の児童について、保護者と連携して必要な支援につなげる。教室に行きにくい児童に対しては、学級担任とスクールライフサポーター等の職員が連携し、校内教育支援センター（サポートルーム）で学習の機会を保障する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用を図り、関係諸機関と連携して教育相談の充実を図る。
- ・発達に特性のある児童に対しては、保護者や関係諸機関との連携を図り、特別支援学校のセンター的機能も活用して個に応じた指導・支援を行い、インクルーシブ教育を推進する。
- ・児童が自身の命を守る行動がとれるよう、毎月の安全指導、避難訓練等を通して安全教育を徹底する。特に、情報モラル教育については、「ちよだりテラシー教育」やセーフティ教室との関連を図りながら、保護者や関係機関と連携して計画的に実施する。
- ・SOSの出し方に関する指導を4年生に実施し、ストレスへの対処方法を理解できるようにする。
- ・児童を性暴力の被害者にも加害者にもしないよう、「生命（いのち）の安全教育」を実施する。

イ 進路指導

- ・発達段階に応じた勤労観や職業観を育てるために、キャリア教育を推進する。キャリア・パスポートを活用し、自らの成長を実感し、未来に向かって歩み続ける意欲をもてるようにする。
- ・他者との関わりを通して自分らしさに気づき、夢や目標に向かって自ら努力する児童を育成する。そのために、地域の企業や外部人材と連携を図り、豊かな関わりの中で視野を広げ、自らの可能性を伸ばしていこうとする態度を育む。